

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 電話&FAX(075)465-4310

持ち込ませない会 HP <http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

No. 29

発行:2013年3月1日

目次

- 1P 金閣寺
- 2P 厚生労働省との懇談報告
- 3P 全通連 障害児支援体制整備事業の申し入れ報告
- 4P 元難聴幼児通園施設の現状と問題
- 5P 全障研新刊『テキスト障害児保育』の紹介
『療育ってええな』の本紹介
- 6P 5.13学習会のお知らせ



金閣寺

〈カンパのお願い〉

障害児支援のシステムが変わって、激動の一年間が年度末を迎えようとしています。今号のニュースでも取り上げていますが、激変緩和措置の終了や多数の株式会社への参入による療育の質の変化など多くの課題が山積みです。全国各地に会員がいて、厚生労働省とも話し合いを継続している「持ち込ませない会」の活動が益々重要になってきています。

今回御案内している5月19日(日)に京都駅前で開催する『学習交流集会』において、全国各地での療育を経験した保護者を招いて、「療育に通ってよかったこと」「こんな療育がほしい」「子どもがかわったこと」「親にとつての療育の役割」など、保護者自身の体験から求める障害児支援のあり方を考えたいと思います。

つきましては、保護者の皆さんに来ていただく交通費を保障するためにカンパをお願いする次第です。同封の振込用紙をお使いいただき、振込みをお願いできれば嬉しいです。参加は難しいけれどという方もおられると思いますが、ぜひ職場での協力などもお願いします。

このニュースが皆さんのお手元に届くころ、東日本大震災から三度目の3.11を迎えます。私の手元には『福島の保育』第13集(2011.3.11)とその後福島の子どもたち(福島県保育連絡会編)と『ともに、つなげ、ひろげる東日本大震災と私たち』(全国障害者問題研究会)の二冊があります。どちらも、子ども達や障害のある方、支援に携わった方の声が聞こえてきます。忘れない、そしていつも共に考える私たちでありたいと思います。

(事務局長 池添素)

2012年11月26日に開催された、障害児支援について障全協による厚生労働省との交渉において、回答された内容を報告します。

副代表 中村 尚子

今年四月施行の改正児童福祉法によって、移行や新事業にかかわって、自治体では少なからず混乱が生じていますが、厚労省は一貫して「自治体の責任でやっていただく」という回答でした。

支給決定と障害児相談支援

居宅支援(自立支援法)と障害児通所支援(児童福祉法)の申請窓口が二重であることについては、厚労省としては「一体的申請が可能となるように促している」と回答。実効性には疑問が残ります。障害程度区分認定については、「障害児には実施しない」との回答。「成人の支給決定を示した図を流用しているだけ」というならば、厚労省作成の解説図から外してほしいと要望しました。

障害児相談支援事業を市町村が実施することについて、「利用計画案作成と支給決定を同じ部署が

行うことがあつてはならないので」と厚労省は望ましくはないといっています。しかし障害の早期対応に力を入れてきた寝屋川市から例を出して改善を求めました。同市では、療育センターを経ることなく民間事業所と契約した重度の障害児がいることが明らかになりましたが、新制度上は法にかなっていません。障害児相談支援を民間丸投げにするのではなく、子どもに合った療育を選択できるように公的責任が発揮されることが必要だと訴えました。

費用負担

費用負担については、障害児家庭はなんら変わっていないばかりか、負担増になるケースもあります。一つは、二人の障害児を育てる家庭。これまで償還払いではありませんが、減額されてきました。しかし、新制度になってからは償還さ

れないというある市の窓口の対応。厚労省は「償還されるはず」と言います。周知期間のきわめて短い改正法によって生じた混乱ですが、家族にとっては重大です。もう一つは、重症児対応の放課後等デイサービスを利用した場合、費用負担が急増し、しかも重症児以外の子どもの負担の三倍にもなるという実態。「障害が重ければ費用負担も増える」というこの制度が抱える根本的矛盾を子どもとその家庭に負わせていいのか、と迫りました。

放課後等デイサービス

あまりに低い報酬単価の改善を求めたところ、「職員配置をしたところには加算をしている」ということれまでどおりの回答。休日や夏休みなどの報酬はなんとか児童発達支援事業と同じですが、平日は478単位。二人以上の大規模事業所は278単位で、いずれも職員の賃金保障さえできません。「三年後の報酬改定まで待っている職

員が雇えない。障害の重い子どもには1対1対応が必要なことからせめて重度児加算をつけてほしい」と訴えました。

保育所等訪問支援・新システム

当初の案からかなり変更された子ども・子育て新システム。これが実施されても「保育所への入所は変わらない」と言いますが、新しく導入される「保育の必要度の認定」にあたって、障害児がどのように位置づけられるかはまったく不明です。「優先利用」枠になったとしても、保育時間は確保されるのか。今回は「詳細は決まっていない」という回答でした。また、保育所等訪問支援は従来の巡回相談などとは異なり、保育所側の要望で行うことはできません。制度スタートにあたって保育所管轄行政との調整も不十分であり、改善課題の多い事業であることを指摘しました。(厚労省の資料では利用は全国で249人)。

「障害児支援体制整備事業」について申し入れしました。

日本福祉大学 近藤直子

全国発達支援通園事業連絡協議会(全通連)として、去る1月21日に、厚生労働省障害児支援室と懇談しました。

昨年の4月に懇談した際には、2012年度に母子保健係から「乳幼児健診」と「親子教室」の実態調査を実施する旨を伺ったこともあり、今回も母子保健係が同席していただけるかと期待していましたが、障害児支援係長、障害児支援専門官、障害福祉課長補佐のお三方との懇談でした。母子保健に関する実態調査結果は「現在取りまとめ中」で、3月末には結果をいただけるのと、楽しみに待ちたいと思います。結果が出たら、全通連のホームページに掲載される予定です。児童発達支援事業所の実態に関しては「みなし」時期でもあり、「放課後等デイサービス」とダブルカウントされている事業所もあり、乳幼児の療育機関の正確な数は、厚生労働省にもまだわか

らないとのことでした。この間事業所数が増えていることはお互いの共通認識ですが、数が増えてもそれは人口密集地に関してで、以前から問題にしている「日本のどこに生まれても療育が保障される」状況には至っていません。事業所が増えても、現在の配置基準では十分な療育ができないこと、学生アルバイトを入れるために「児童指導員ではなく指導員でもよい」ことになっていることなど、収益が先にあり、療育の質に問題があることを指摘しました。療育の質を担保するための「最低保障」に関して、私たちも含めて明らかにする必要があります。今回は特に、今年度から始まった「障害児支援体制整備事業」について質問し、要望を伝えてきました。障害児支援整備事業は、市町村に対するメニュー事業の一つで、市町村が位置づけなければ執行されません。事業所が市町村に積極的に働きかける必要があります。児童発達支援センターに

ついている「地域支援機能強化事業」は難しくても、「障害児の居場所づくり事業」は、従来母子通園事業が積極的に取り組んできた「気づきの支援」の取り組みですから、実績のある児童発達支援事業は、事業所から市町村へのアプローチが大切です。厚生労働省も、市町村からの問い合わせには、前向きに応えてくださる姿勢です。市町村に声を伝えましょう。

「障害児支援体制整備事業」を口実に「障害児等療育支援事業」をカットする都道府県もあるようですが、市町村事業と都道府県事業は異なるというのが厚生労働省の考えのようです。皆さんの地域ではいかがでしょうか。地域格差の大きい県では、県の役割が大きいことは言うまでもありません。後退させないよう監視する必要がありますね。



今年も4月にやります！

2013年4月8日(月)午前にも厚生労働省(障害福祉課地域移行・障害児支援室)への要望活動を持ち込ませない会として行います。平日で出にくいところですが、直接私たちの声を届ける良い機会です。

また、同日の午後の1時間を子ども子育て支援施策に関して内閣府との交渉・懇談を行う方向で調整がされています。新制度において障害のある子ども達どのように位置づけられているのかや、「保育の必要性」の認定において障害が保育要件に当たるのかなど、聞きたいこと満載です。

たくさんの参加をお待ちしています。ご希望の場合は「持ち込ませない会」事務局へメールでお問い合わせください。時間や場所などお伝えします。

問い合わせメールアドレス: rakuraku@ma3.seikyoku.ne.jp

元難聴幼児通園施設の運営の危機

「ゼン」はと園 塩出順子

全国で25しかない難聴の幼児を主に療育支援する元難聴幼児通園施設(以下、元難聴通園)の児童発達支援センターが、障害者自立支援法のしくみである個別給付、日額報酬制のなかで運営の危機に立たされています。新聞投稿にある通りなのです。

先天性の難聴児の出生はおよそ1000人から1500人に1人といわれます。難聴の診断がおりると、すぐに赤ちゃんからでも療育がはじまります。親子で通園し、個別と小グループ(2〜5人ぐらゐ)との組み合わせでのきめの細かい、しかも生活や遊び・体験を大切にしたりゆるやかな日課での療育を行います。親子で週に2〜3日通い、3歳ぐらゐになり言葉やコミュニケーションの土台ができてくると保育所や幼稚園との併行通園が始まります。もちろん、聴力検査や補聴器フィッティングなども行います。

このように1人1人にあわせて時間をかけ丁寧に個別療育や小集団療育を行っていますので、1日に通ってくる子どもの数は限られます。加

えて、本人の病気だけでなく、きょうだいや家族の都合や病気、併行園の行事や取り組みなどによる欠席もあり、多くても1日の利用は定員の50%ぐらゐです。

このような元難聴通園が、今運営の大きな危機に立たされています。2006年10月障害者自立支援法が本格施行され、子どもの療育に

「利用契約制度」「利用者の1割負担(応益負担)」が導入され、それに伴い事業所側には「日額報酬制」「日額出席払い」が導入されました。それまでは、通園施設には定員に基づく事務費(主には人件費にあたるもの)と現員に基づく事業費が月ごとに支払われていました。大きな運動がおこり、保護者の負担が当初よりは随分軽減されると同時に、事業所に対しても、2006年9月当時の収入の8割を補償しようとして、日額報酬との差額が激変緩和加算ということでも支払われました。翌年には「特別対策」として9割が補償されるようになりました。しかし、この9割補償の事業を、今年度限りで打ち切るといのです。つまり、「日額報酬制」による運営費の不足分の補助金

が4月よりカットされる見通しなので、この児童発達支援センターもこの9割補償がなくなると大変厳しいわけですが、とりわけ元難聴通園は、1日に通う子どもたちの人数が少ないので、日額出席払いだけだと、収入が半分ぐらゐに減ってしまいます。

何とかしなければなりません。対応策として、定員を減らす(定員を減らすと単価が高くなる)、開所日数を増やす、1日にたくさん子どもを来させる、例えば個別訓練を朝から夕方まで何コマも行った、集団の人数を増やす、契約人数を増やす、などなど、様々の「努力」がされています。とにかく数をこなさなければいけないのです。一人一人の子どもをじっくり考えたり、会議や研修、教材研究や準備や振り返りなどの時間がとれなくても仕方ないのです。何故なら、施設をつぶしてはならないからです、例え療育の質を落としても!?

もちろん、職員はそうであってはならないと一生懸命がんばっているのですが。

しかし、こんなに「努力」しても自立支援法前の9割ラインにはやっぱり届きません。一体どうしたらいいのでしょうか。こんなに悲しくむづかしいところがあるのでしょうか。日本の国は、そんなに子どもたちに優しくないのでしょうか。

でも、あきらめてはならない。未来のある子どもたちのために、保護者のために、そして子どもたちのことが大好きで、この仕事に生きがいを持って働いている職員のためにも、なんとかがんばらなくてはならない、皆さん力をかしてください。

2013/1/7 朝日新聞より



難聴児の療育施設 存続望む

主婦 林 吉子

(岡山市南区 56)

全日本ろうあ連盟が制作した映画「ゆずり葉」を、夫と義母と一緒に見にいきました。東京の下町を舞台に、聴覚障害者差別との闘いや、人と人とのつながりの大切さを描いていました。

岡山市内には、難聴の乳幼児が通う「岡山かなりや学園」という施設があります。1975年の設立以来、0歳から

就学前の子どもたちに正しい発音を指導し、言葉の発達を支えてきました。しかし、運営が危ぶまれています。

障害者自立支援法施行に伴う緩和措置が今年4月で廃止され、運営費のほぼ半分を占める国などからの補助金が無くなるからだそうです。

先天性難聴児には、早期の療育が大切で、良い受け入れ先が存続することを切に望みます。

新刊紹介!!

《保育・療育の関係者必読!》

保育者のための



定価 2,100 円

テキスト障害児保育

近藤直子・白石正久・中村尚子 編

発行から26年 大幅改訂!

【1章】障害乳幼児の生活と発達 【2章】保育実践の展開 【3章】障害の基礎知識と保育（発達のおくれ/LD、ADHD、高機能自閉症/自閉症/視覚障害/聴覚障害/運動障害/医療との連携が必要な子どもたち）【4章】障害児保育の現状と課題（保育・療育の場の全体図/保育所における障害児保育/障害乳幼児のための保育・療育施設）【5章】家族への援助（父母への援助・仲間づくり/きょうだいへの援助）【6章】就学に向けて



全障研出版部

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-15-10

西早稲田間口ビル 4F
TEL:03-5285-2601 FAX:03-5285-2603 www.nginet.or.jp

ママとパパの声で
つくりました

絶賛発売中

「療育ってええな！」

障がいをもつ子どもたちの保育・療育の条件の改善を目指して父母、療育施設や保育所職員、医療関係者、保健所などの自治体職員らが集まって1993年に「こどもたちの保育・療育をよくする会」が結成されました。その「よくする会」が結成して20年になるのを記念して本を出版しました。

「一人ぼっちで子育てに悩むお母さんをなくしたい」「すべての子どもに豊かな育ちを」「身近なところで相談、療育、訓練が待たずに受けられるように」…そんな思いが詰まった本になりました。

- 第1章 療育につながるまで
- 第2章 療育とは？
- 第3章 発達への理解
- 第4章 医療と情報の上手なつき合い方
- 第5章 発達検査について
- 第6章 「よくする会」にお足跡とこれから
- 第7章 どんな制度があるの

京都市内の児童発達支援センター、児童発達支援事業、保育園に子どもが通っている保護者の方のアンケートをもとに作られました。保護者の方が悩んだ時に「こんなことが知りたかった！」という一冊です。

定価：1,100円+税

近年、NPO法人や株式会社など様々な事業主体が「療育」と銘打って事業参加しています。その中には「教えたらできる」「できることを求める」など子どもや親のねがいを置き去りにしたものも少なくありません。保護者にとっては「療育」とはどのようなものかますますわかりにくくなってきています。また、サービス化・個別給付の流れの中で保護者が自ら動かなければ支援につながらず、一人で悩む保護者の方も数多くいます。

私たちが大切にしたい「療育」「発達」とは何かを伝えるために、保護者の方の「知りたい」思いから出発しています。

保護者の方はもちろん、実践に携わっている方、学生などすべての人におすすめです!!



障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

学習交流集会のお知らせ！

障害児支援の仕組みが変わり、混乱が続いた一年でした。しかし、保護者の悩みや現場の困難はほとんど厚生労働省には届いておらず、11月末に開催した障全協主催の厚生労働省交渉で、障害児支援の分野ではこんなやりとりがされ、参加者一同、怒りで一杯になりました。

参加者の要望「日払いは、子どもにとっても事業所にとっても良くない困る仕組みです。やめてください」

厚労省の答え「日払いにも良いところがあるんです、毎日いろいろなところに通えるでしょ」多くの子ども達が保育園や幼稚園など毎日同じところに通うことがあたり前なのに、なぜ障害があることで、毎日違う場所に通わなくてはいけないのでしょうか？発達に弱さを抱える子どもにとっては、毎日いろんな場所へ通うことは大きな負担になります。見通しのある生活や期待のある遊び、信頼できる大人との関係が子どもの発達を保障します。療育はその役割を担っています。子育てが困難な保護者への継続的な支援にもつながります。

子どもにとって大切な毎日を厚生労働省の人たちはどのように考えているのでしょうか？もっともっと、療育の意味や子どもに与える影響や必要な環境など、現場からの発信が必要と痛感しました。

*そこで、「持ち込ませない会」では、療育の基本と最新情勢を学ぶ時間と、保護者の皆さんから、療育に通って「わかったこと」、「よかったこと」「かんがえたこと」を話していただく企画を考えました。誘い合わせて、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

日時 2013年5月19日(日)

場所 龍谷大学アバンティ響都ホール(京都駅八条口からすぐ)

内容 午前の部 10時半から12時まで

「子どもの発達と療育の果たす役割」池添素(NPO福祉広場・持ち込ませない会事務局長)

「子ども子育て支援法と障害児支援システムの歴史と現在」中村尚子

(立正大学・持ち込ませない会副代表)

午後の部 13時から16時まで

情勢報告 近藤直子(日本福祉大学・持ち込ませない会副代表)

全国各地からの保護者からの発言

コーディネーター 白石正久(龍谷大学・持ち込ませない会副代表)

担当:障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

事務局 NPO 福祉広場 担当池添(075)465-4130 rakuraku@ma3.seikyou.ne.jp